

平成 27 年度九州大学大学院法学府
修士課程入学試験問題（秋季）

労働法

問 1 以下の【事実関係】の下で、あなたが、弁護士として X から相談を受け、X の代理人として民事訴訟を提起するすれば、①誰に対して（被告）、②どのような理由・原因で（請求の原因に関する事実、法的構成・法的根拠等を含む）、③どのような請求をしますか。できるだけ具体的かつ詳細に論じなさい。なお、以下の点について留意しなさい。①に関して、被告が複数想定される場合、それぞれについて論じること。②に関して、請求理由・原因について、複数の法的構成が可能であれば、複数論じること。③に関して、金銭給付を請求する場合、算定根拠があれば根拠を示して具体的な金額を提示しなさい。

【事実関係】

A 社（従業員 30 名）の営業部で事務を担当している X（25 歳女性）は、勤務時間中、X の直属の上司である営業部長 B（50 歳男性）から、たびたび「ご飯食べに行こうよ」、「テーマパークに行こうよ」、「温泉いこうよ」などと執拗に誘われていたが、いつもこれらを断っていた。こうした B の言動は、A 社の営業所内で他の営業社員が外勤に出ている人気の少ない時間帯に直接 X に対して発せられたり、電子メールで送られたりしていたが、平成 25 年 7 月から 12 月末までの半年間に、少なくとも 15 回以上にも及んでいた。平成 25 年 12 月下旬の忘年会の後、X と B が 2 人でタクシーに同乗した際、B が X に抱き付いたりしたため、X は、翌日、A 社内に設けられている苦情処理委員会（以下、「委員会」という）に対して、これまでの B の一連の言動と前日のタクシーの中での出来事を挙げて、B からの行為について委員会で解決して欲しい旨を電子メールで相談した。1 週間ほどして、委員会から X に対し電子メールが届き、「現在調査中であり、事実関係を把握した上で、適切に対応します」旨の回答があった。しかし、その後半年経過しても、X に対する事情聴取もなく、具体的な進展はなかった。一方、委員会に X が相談したことを知った B は、平成 26 年 1 月頃から、X に対して些細なミスを厳しく叱責するようになり、さらに、X が終業後すぐに帰宅することから、「男性との付き合いが忙しい」とか「男性関係が派手だ」といった虚偽の噂を社内に流布するようになった。その結果、X は、A 社に居辛くなり、ついに、平成 26 年 6 月末日をもって退職を余儀なくされた。なお、X は月給 20 万円で、A 社の正社員として期間の定めのない労働契約の下で勤務していた。

(50 点)

問 2 労働組合（労組法適合組合とする）からの団体交渉の申入れに関して、①団体交渉事項の範囲、②使用者がとるべき対応、③団交拒否の正当理由、④団交拒否に対する救済機関とその内容について、根拠条文（根拠条文がある場合には、必ず明記すること）や判例法理（事件名を示す必要はない）を参照しつつ、適切かつ分かりやすく論じなさい。

(50 点)